

島根県訪問看護師確保対策事業補助金実施要綱

1. 目的

訪問看護ステーション等で訪問看護業務に従事する保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 5 条及び第 6 条に規定する看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の確保を図るとともに、在宅における医療の高度化・専門化に対応できる質の高い訪問看護師の育成、安全な医療の確保、安定的な事業運営を確保し、もって老人福祉の増進に資することを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、島根県とする。

3. 対象となる事業所

島根県内の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）による指定を受けた次の事業所とする。（以下「訪問看護ステーション等」という。）

- (1) 訪問看護ステーション（法第 71 条第 1 項の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院及び診療所を除く。）
- (2) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所
- (3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

4. 対象となる看護職員

- (1) 事業年度の 4 月 1 日以降に看護職員として新たに雇用される看護師又は准看護師の資格を持つ失業者で、正規、常勤、非常勤の雇用形態は問わない。
- (2) 病院等での就労経験は問わないが、雇用日から起算して過去 5 年以内に県内の訪問看護ステーション等での就労経験のある者は対象外とする。
- (3) 同一法人内又は関連法人からの異動は、原則として対象外とする。
- (4) 採用面接の時点では在職している場合、事業開始前に契約期間の満了等が確実な者を雇用する場合は、失業者として取り扱うことができる。
- (5) 新規学卒者の場合、未内定であり、卒業後の事業開始時点で未就業状態であることが予測される場合は、失業者として取り扱うことができる。

5. 対象経費

- (1) 対象経費は、対象となる看護職員の育成を行う、研修担当看護職員の同行訪問研修による訪問機会の損失利益相当額として、日額 40,000 円に同行訪問研修日数（50 日限度）を乗じて得た額とする。
- (2) 同行訪問研修とは、対象となる看護職員に対し、訪問看護の知識や技術の習得などを目的として、研修担当看護職員が、利用者宅などに同行して訪問し、実際の看護の場面で指導・教育することを指す（座学での研修や事務所での打合せなどは除く）。

- (3) 研修担当は、同じ訪問看護ステーションに所属する看護師又は准看護師の資格を持つ看護職員のみで、理学療法士や作業療法士は対象外とする。
- (4) 研修担当看護職員が同行訪問した場合でも、介護報酬や診療報酬で2人分の報酬を請求する場合の同行訪問は対象外とする。

6. 補助対象期間

- (1) 補助対象期間は、交付決定した年度の採用日から起算して向こう6ヶ月間とする。
- (2) 但し、対象者が県外の訪問看護ステーション等での勤務経験者の場合は、交付決定した年度の採用日から起算して向こう3か月間とする。
- (3) 補助対象期間が2か年度にまたがる場合、交付決定年度は、当該年度にかかる経費のみを交付対象として交付申請し、次年度にあらためて、次年度に係る経費のみを交付対象として交付申請するものとする。

7. 補助率

補助率は1／2とする。

8. その他

- (1) 新任看護職員の育成にあたっては、「島根県訪問看護師キャリアラダー」を活用すること。
- (2) 島根県新卒等訪問看護師育成事業費補助金との併用はできない。
- (3) 交付申請、変更交付申請及び事業実績報告に添付する書類等については別紙のとおり。

交付申請、事業実績報告 関係書類

●交付申請

提出書類	様式等	備考
○交付申請書	別紙様式第1	
○事業実施計画書	別表1	
	別表1別紙	補助金所要額計算書
○資格の確認書類	免許状の写し	看護師又は准看護師資格が分かるもの (新任看護職員・研修担当職員)
○職務歴の確認書類	履歴書の写しなど	職務歴が分かるもの (新任看護職員)
○雇用関係書類の写し	雇用契約書の写しなど	雇用されていることが分かるもの (新任看護職員・研修担当職員)

●変更交付申請

提出書類	様式等	備考
○変更交付申請書	別紙様式第2	
○事業実施変更計画書	別表2	
	別表2別紙	補助金所要額計算書(変更)

●事業実績報告

提出書類	様式等	備考
○事業実施報告書	別紙様式第7	
	別表3	
	別表3(別紙)	補助金精算額計算書
○研修記録簿	所定様式	訪問日時、訪問先主病名、同行者氏名、研修実施内容を記録したもの ※同様の内容が記録されていれば任意様式でも可

※上記関係書類のほか、交付申請、実績報告に必要と認める書類の提出を求める場合がある。